率性が主な批価になるが、対象は所得分配といった問題に限らず、 化をもたらすかという「事前の問題」を体系的に分析する。その際、 の問題であっても、経済学的な発想で分析することは可能である。 「法と経済学」は、社会的なルールの変更が社会会体にどのような歌

効

れを示すため、民法九

あり、事前の問題を体系 でも事前の問題は重要で

・情報などの社会的な **法学では重視** 単後の問題を 「法と経済学」とは で主要な議論が完結する

ど様々な価値観がぶつか 人権の助策や弱者保護な 経済学と異なり、基本的 いし公正を、後端が効果 な違いは、前者が正義な ないかと懸念している。 はこれが本質的な違いで の考え方があるが、筆書 性を重視する点にあると 法学と経済学の基本的

のは、経済学が事前の問 済学が効果性を重視する はないと考えている。は 後の問題である。 事後の問題だけを考え 公正が基準に 事後問題評価

ることが意味をなす。 う効率性の問題を議論す 体の利益を増やすかとい はじめて、いかに社会全 が考えられる。例えば、 甲が乙から金を借り、 の子供が乙の店で働き

その労働の対価で信金を

法と経済学の分析の名 社会的損失に 低い位置づけ

返済する契約である。

る。これは、法学者も(は う懸念を持ったようでお ことにならないか」と 的に人様売買を促進する 売り手が多く現れ、 が有利なルールの下では

松村

有用であることを経明し 体系を明らかにする点で

きた。にもかかわらず

は事後の問題を事前の問

題と同様に重視する結束 法学が正義を重視するの 問であることの結果で 題を体系的に分析する。

損をするゼロサムの概念

が得をすれば他力が必ず をもたらすだけで、一方 資学の数十年の研究の書 ずる学問である。 法と終

「ールを、主にミクロ経

能の解明や、鑑ましい法 似は、既存の法体系の博 四学の道具を用いて分析

東京大学助教授

ことを示している。しか 系的か否かはともかく) 事前の問題も考えていた

う正義の観点からは、 人身売買を認めないとい 的には人身売買であり 契約」と「信金」の形を 取っているものの、実施 これは、普通の「労働 論には駐聴かある。 円式を促進するという様 し、ルールの変更が人身 売買が成立するには声

> ために、まずこれを認 学よりも比較優位を持つ 性の分析に、伝統的な地 はじめて意味をなす効果 が、事前の問題を考えて 意味しない。法と経済が より重視していることも 野の学者が効率性を正確 を意味しないし、この分 にしか役に立たないこと と経済学が効率性の分析 論してきたが、これは法 くがルールの効率性を増

も第早く設施し、退在的 買い手の無知を の社会的な損失は大声 象を与えるとすれば、 題にしか使えないとの印 かせいぜい所得分配の助 しているのにすぎない。 法と経済学が、効率件

うに、効率性以外の観点 この例からもわかるよ 同博士。專門は產業組織 65年生まれ。東京大卒、 者の役割は重要である されており、特に経済 この分野の研究者に廃 ことを示していくことが 発展に大いに寄与できる 済学の分析道具が法学の た上で、それでも法と経 問題があることを経緯 普できない重要な正義の い。所得分配の問題に個 まつむら・としひろ

る工夫が研究者に不足し

か

一部の法学者に、法

 対事性という評価基準 いたためである。 法学者に対しても、 感さえ抱いている一郎 を重視する経済学に経 な、あるいは経済効果

や無関心を生んだのでは 基準を押しつけたこと くもに効率性という価値 これをわきまえず、やみ 整理ははるかに難しい。 **田吸となる法学の議論の** 

見可能性を認めて甲に助

価するのが事前の問題で 更は、人々の行動を変化

考えるという点である 後の変化に即した正戦を ても、それはルール接種 正戦の問題を考えたとし 経済学的な発想で、仮に けではない。重要なのは の問題を取り扱えないわ 性であるとしても、正確 ける主な評価基準が効果 たことの結果である。 えない問題を重視してき てきたのは、事後ではい 伝統的に効率性を重視 間である。 法と経済学が 体系的に分析してきた生 いう問題に焦点を絞り んな影響を及ぼすのかと どう変え、社会全体にど ルの変更が人々の行動を 視する特徴がある。ルー 済学も、事前の問題を寄

一元の変更は て変更され、借金の契約 五年の最高裁判決によっ 従来のルールが、一九五 返す義格があるとされた 効であり、甲は乙に金を 信金の契約を無効とすべ とされてきた。問題は、 とすべきであり、実際 も労働契約の部分は無常

非後的に

も無効とされた。このル

の判例変更は鑑ましい。

させる。これを分析し能 窓するかもしれない。つ としても今まで以上に注 るか、仮に専想を続ける 公共監督での映像を招き ら巨額の賠償責任を負 られたとする。喫烟者は れ、変更がA国で広く知 にならざるをえない。 対率性以外の公正・正義 ルールの主な評価基準は て、事後の問題を考える

判例・ルールの変

例を変更して、過失と学 いとされていた。 初生は賠償責任を貸れた 失はない)との理由で、 でない(あるいは年に流 のような結果は予見可能 づく損害賠償を請求し

この裁判で実験的に単

と経済学に対する蝋悪戦

えている。経済学に不慣 くないと考 経織は正し 筆者はこの 学者の怠慢のせいにする よつとしない守旧派の法 間・分析通具を受け入れ 育・研究は十分には返済

り、公正や正義の観点が

の)従来の判例では、こ

う」と認識し、混雑した

「万が一事故を起こした 仮にルールが変更さ

事前の問題の分析にお

きか否かである。

借金の契約の部分は有

公呼段俗に反して無効

A国の(類似事件で

は簡単である。しかし

って失明した。この親が くにいた子供乙の目にて 理解するために、架空の

に対して不法行為に其 。甲は混雑した公共な

で喫煙し、その灰が近

うべきかを考えるのが事 に、甲と乙のどちらを終 が起こったことを前掲 ることになる。既に事故 密者の乙は泣き抜入りす う。変更しなければ、 乙が救済され、甲は場合 る。ルールを変更すれば、 変更すべきか否かを考え によっては全財産を失 恭べ 者の子供が被害者になる 益を上回れば、社会全体 故の不安が軽減される和 吸煙者が減って子供の理 可能性もある。無神経な かし、喫煙者本人や近難 煙者には苦痛である。 このルールの変更は概 、喫煙を控える不利 り上げよう。 関連する有名な事例を即 〇条 (公序自俗連反) に

る。事前の問題を考えて としてはプラスサムにな ない。法規制をかいくぐ は「人長売買」は違法で をセットにして結ぶ契約 貸債契約」と「雇用契約 る手法として「金銭消費 人場売買を相続できて ある。それでも実質的な ほとんどの近代国家で

> 前の徹点である。 える効果を考えるのが非 の人々の行動に影響を与 の正義の観点である。こ のかを議論するのが事後 が果たして正戦にかなう る甲が得をして、買う乙 移転をもたらす。子を売 見れば乙から甲への所得

この問題の解明に有用で 観を満たすかを専前の組 ルールの体系がその領域 が与えられた下で、どの 力を発揮する。価値基準 正義の問題の分析にも成 的に扱う法と経済学は、

要であり、法と経済学は 点から分析することは誰

一部の法学者は一売り手

この判例が出た当時

甲から乙への所得の移転 れば、ルールの変更は、 経済学、そして法と紹

効率性分析に比較優位

になっている。 したがっ

い。したがって少なくと の行為を許すべきではな 法律に詳しく判例の変面 仮に、潜在的な売り手が し、人母の質をためらう 利になったことを理 ールの変更を認識すれ 必要である。買い手がル り手だけでなく買い手も 従来よりも自分に不

体系的な法と経済学の数 日本の法学においては

利例ないしルールの容

していない。

この原因を、新しい学

A国の例を考えてみよ 問題とは何を指すのかを 更に関する事前・事後の にかきない

> る意味はほとんどなく、 ルが効率的か」を議論す と物に、「どちらのルー

教」とするならば、上記 質を抑制するのが社会に ない。つまり、「人身派 身売質を促進することは い限り、単例の変更から り干よりも法律に強くな し、潜在的な買い手が売 するかもしれない。しか すれば、 な買い手が法律に疎いと 窓用する人身売買が増加

日本経済新聞

のルールの変更がこの後 が損をするルールの窓田